

宍粟市 産業振興資金融資制度

産業振興資金融資は市内中小企業の経営を支援する融資制度。最寄りの金融機関で低利の融資を受けることができるほか、その利子の一部補給があります。

融資の種別と内容

種別	利率	融資期間	融資限度額	利子補給率
短期資金	2.5%	36か月以内	1,000万円	0.8% (500万円まで)
長期資金	2.8%	120か月以内		

なお、融資が可能かどうかの判定や返済方法、保証などは取扱金融機関の定めによります。
※令和7年度4月1日現在（利率や融資要件は変更になる場合があります）

対象と条件

市内に事業所があり、引き続いて1年以上市内で事業を営む事業者で、市税や国民健康保険税、上下水道使用料などに滞納がないことが条件です。

融資相談窓口（取扱金融機関）

1. みなと銀行
2. 西兵庫信用金庫
3. 淡陽信用組合
4. ハリマ農業協同組合

融資申込書

融資申込書は宍粟市HPにある【産業振興資金申込書】のファイルをダウンロードのうえ使用してください。

手続きの流れ

融資と利子補給を受けるまでの大まかな流れは以下のとおりです。

あらかじめ取扱金融機関の審査を受け、産業振興資金融資申込書に市税完納証明書や上下水道使用料完納証明書、確定申告書（2期分）などの必要書類を添付のうえ、宍粟市商工会へ提出



融資内容について審査後、市から結果を郵送



適正であれば取扱金融機関より融資が実行



利子補給の対象者には書類が郵送（毎年3月ごろ）されるので、必要事項を記入のうえ宍粟市商工会へ提出



指定された口座に利子補給金を振り込み